

# お知らせ なんたん



第51号(3の1)平成20年2月22日発行

## 今回のお知らせ内容

### 3の1枚目(緑色)

- 【表】・春季火災予防運動を実施します  
・平成20年度技能修得資金の申請を受け付けます  
・児童扶養手当の一部支給停止(減額)について  
・献血と骨髄ドナー登録にご協力ください

- 【裏】・乳幼児健診の会場が変わります  
・「南丹市の花・木・鳥」を募集しています  
・京都中部広域圏計画に対するご意見の募集  
・国立大学法人等職員統一採用試験のお知らせ  
・自動車の登録手続きはお早めに  
・バス園部八木線に乗ってお出かけを!  
・3月末で「南丹市商品券」の発行を中止します

### 3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・住民税の住宅ローン控除を受けるには申告が必要です  
・後期高齢者医療保険料の年金からの天引きについて  
・市税などの納付は納期限内に!

- ・「南丹市人権講演会」を開催します  
【裏】・遊youひよし「ビデオ上映会」のお知らせ  
・映画「筆子・その愛〜天使のピアノ」上映会のご案内  
・ちりめん細工「おひな様」講座参加者募集  
・「森の幼稚園」と「森の手入れ」の参加者募集  
・美山かやぶき美術館『木と漆の造形展』のご案内  
・中部地域伝統芸能フェスティバルを開催します  
・「フロアーカーリングを楽しむ会」の参加者募集  
・マリンピア「家族で漁業体験」パート3のご案内

### 3の3枚目(青色)

- 【表】・<そのべ地域版お知らせ>

## 春季火災予防運動を実施します

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐため春季火災予防運動を実施します。

●実施期間 3月1日(土)～7日(金)

●統一標語 「火は見てる あなたが離れる その時を」…(全般)  
「山火事は 地球の未来も 燃やします」…(山林)

- 重点目標 ①住宅防火対策の推進  
②放火火災予防対策の推進  
③林野火災予防対策の推進  
④乾燥時および強風時の火災発生予防対策の推進

●サイレン吹鳴(信号符 1分間長符一斉)

園部・八木・日吉地域…3月1日(土)～7日(金)午後9時  
美山地域 …3月1日(土)午前7時と3月15日(土)午後9時

※火災とお間違いないよう、よろしく願います。  
※亀岡市、京丹波町においても同様のサイレン吹鳴が行われます。

住宅防火 いのちを守る ー3つの習慣・4つの対策ー

<3つの習慣>

- ・寝たばこは絶対にやめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

<4つの対策>

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すためには、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◇問合せ先 総務課 消防防災係 TEL 68-0002 FAX 63-0653

## 平成20年度技能修得資金の申請を受け付けます

平成20年度技能修得資金の第1次申請を下記により受け付けます。

- 受給資格 ①南丹市内に居住し、経済的理由により技能修得が困難なこと。  
②満20歳に達する日以後の最初の3月31日までに施設に入所すること。(看護学校については対象外)  
③技能修得期間が1年以上で、授業時間が原則として1週間18時間以上の技能修得施設に入所すること。  
④技能を修得することが世帯の自立更生に役立つこと。
- 必要書類 ・技能修得資金支給申請書 ・申請者の属する世帯全員の所得証明  
・在学(籍)証明書 ・同意書
- 受付期限 1次申請 平成20年3月21日(金)  
2次申請 平成20年4月18日(金)
- 申請受付 申請書は、京都府南丹保健所、または市役所各支所の健康福祉課、社会福祉課で受け付けます。なお、支給申請書などの書類も、市役所各支所の健康福祉課および社会福祉課にあります。

◇問合せ先 社会福祉課 TEL 68-0007  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041

## 児童扶養手当の一部支給停止(減額)について

児童扶養手当については、平成14年の法律改正により「離婚等による生活の激変を緩和し、併せて母子家庭の自立を促進する」という目的で見直され、平成20年4月から手当を受けて原則5年以上を経過した方については、一部を支給停止することとされています。

- 対象者 児童扶養手当を受けて5年以上経過する人が一部支給停止の対象となります。ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童がいた場合は、その児童が3歳に達した月の翌月から5年を経過する時が対象となります。
- 手当額 一部支給停止になった場合の手当額は、「手当額の2分の1に相当する額」となります。
- 適用除外 下記の理由がある場合は、必要な書類を提出(届出)し、確認できれば一部支給停止(減額)適用除外となります。
  - ・就業している。
  - ・求職活動などの自立を図るための活動をしている。
  - ・身体上または精神上の障がいがある。
  - ・負傷または疾病などにより就業することが困難である。
  - ・あなたが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

※平成15年4月1日の時点で3歳以上の児童がいた受給者で、現在、児童扶養手当が全額支給または一部支給となっている人から順次対象となります。(「全額支給停止」の人は、その年度は対象となりません)

※平成20年8月期支払(4月分以降)から対象となります。  
※対象者については、対象月の2ヵ月前に事前通知を送付します。

◇問合せ先 子育て支援課 TEL 68-0017  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041

## 献血と骨髄ドナー登録にご協力ください

赤十字血液センターの採血車による献血と骨髄ドナー登録会を実施します。人の生命を救える大切な献血。多くの方のご協力をお願いします。

日程	場所	受付時間
3月11日(火)	南丹市日吉はとびあ	午前10時～11時30分
3月18日(火)	南丹市園部公民館	午後0時30分～3時30分

◇問合せ先 健康課 健康増進係 TEL 68-0016

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。